

## 条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第八号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

12	特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会	埼玉県熊谷市三本千九百二十七番地二
----	-----------------------	-------------------

第二条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を次のように改正する。

本則の表中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項から12の項までを二項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年六月二十九日から施行する。